**定　　　　　　款　　　　　　例**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|

|  |
| --- |
| 定款は、法人の根本を定めるルールとして、法人の活動が適正かつ効率的に運営できるように作成する必要があります。この定款例は、法人の最高意志決定機関である総会を重視した運営を基本に記載していますが、団体の規模、会員の所在、目的などによって、定款に定める内容は変わってきます。作成にあたっては、法人内部で十分検討してください。 |

  |

|  |
| --- |
| 【凡例】①　解説・備考欄における「法」と　は、特定非営利活動促進法を指す。②　「**必須事項**」とは、法において　定款で定めることを義務づけられている事項を指す(法第11条第1　項各号、11頁・48頁参照)。 |

 |
| 特定非営利活動法人○○○○定款　 | 　＜　解　説　・　備　考　＞ |
| **第１章　総則**　（名称）第１条　この法人は、特定非営利活動法人○○○○という。 　（事務所）第２条　この法人は、主たる事務所を北海道〔　〕市に置く。２　この法人は、前項のほか、その他の事務所を北海道〔　〕市 に置く。**第２章　目的及び事業**　（目的）　第３条　この法人は、［　①　］に対して、［　②　］に関する事　業を行い、［　③　］に寄与することを目的とする。 **＜目的記載上の留意点＞**(1) 本条から、不特定かつ多数のものの利益の増進を目的としているか判断するため、内容を十分検討すること。(2) 設立趣旨書等を参考に、簡潔に記載すること。(難解な専門用語、ローマ字等を使用した略語については登記できないおそれがあるので法務局に事前に確認が必要)(3) 認証申請にあたっては、ここに記載した目的を申請書にそのまま(簡略化等加工しないで)転記すること。　（特定非営利活動の種類） 第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類　の特定非営利活動を行う。(1)　○○○○○活動(2) ○○○○○活動‥‥‥　　　（事業）第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活　動に係る事業として、次の事業を行う。　 (1)　△△△△△事業 (2)　△△△△△事業　 ‥‥‥**＜記載上の留意点＞**目的との関係をわかりやすく、何をやるのかおおよそわかる表現で（目的に記載した内容より詳しく。具体的な内容は事業計画書で説明。）記載する。２　この法人は、次のその他の事業を行う。　 (1)　***物品の販売事業*** (2)　***会員相互の交流を図る事業*** ‥‥‥**＜記載上の留意点＞**どのような事業で収益を得ようとするのかがわかるよう、ある程度具体的に記載する。３　前項に掲げる事業は、第１項に掲げる事業に支障がない限り行　うものとし、利益を生じた場合は、第１項に掲げる事業に充てる　 ものとする。　　**第３章　会員**　（種別）第６条　この法人の会員は、次の〔　〕種とし、正会員をもって特　定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。(1)正 会 員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体(2)賛助会員　この法人の目的に賛同し事業を賛助するために入会した個人及び団体 (※ 賛助会員を設けない場合は記載を要しない)(3)○○会員 ‥‥‥ 　（入会）第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会 申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由 がない限り、入会を認めなければならない。３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理　由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。　（入会金及び会費）第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入し　なければならない。　（会員の資格の喪失）　第９条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1)　退会届の提出をしたとき。　 (2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。 (3)　継続して〔　〕年以上会費を滞納したとき。 (4)　除名されたとき。　（退会）　　第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、　任意に退会することができる。（除名）第11条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。(1)　この定款等に違反したとき。 (2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。　**第４章　役員及び職員**　（種別及び定数）第12条　この法人に次の役員を置く。(1)　理　事　３人以上〔　〕人以下 (又は、理事〔　〕人以上) (2)　監　事　１人以上〔　〕人以下 (又は、監事〔　〕人以上)２　理事のうち、１人を理事長、〔　〕人を副理事長とする。　（選任等）第13条　理事及び監事は、総会において選任する。２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しく　は３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びに　その配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超え　て含まれることになってはならない。４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。　（職務）第14条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事 　長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、　その職務を代行する。 ４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に　基づき、この法人の業務を執行する。５　監事は、次に掲げる職務を行う。　(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。(2) この法人の財産の状況を監査すること。  (3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に 関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実が あることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告す ること。 (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集する こと。　 (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。　（任期等）第15条　役員の任期は、〔　〕年とする。ただし、再任を妨げな　い。２　前項の規定にかかわらず、任期満了前に、任期の末日が属する事業年度の総会において後任の役員が選任された場合には、当該　総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員　が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結す　るまでその任期を伸長する。３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞ　れの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するま　では、その職務を行わなければならない。　　（欠員補充）　第16条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠　けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。　（解任） 第17条　役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。 (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。　(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があ　　ったとき。　（報酬等）第18条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受ける　ことができる。２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償するこ　とができる。３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に　定める。　（職員）第19条　この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。２　職員は、理事長が任免する。 　**第５章　総会**　（種別）第20条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。　（構成）　 第21条　総会は、正会員をもって構成する。　（権能）　第22条　総会は、以下の事項について議決する。 (1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更 (5) 事業報告及び活動決算 (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬(7) 入会金及び会費の額 (8) 会員の除名 (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金 を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び　 権利の放棄 (10) 事務局の組織及び運営 (11) その他運営に関する重要事項　（開催）第23条　通常総会は、毎年〔　〕回開催する。２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。 (2) 正会員総数の〔　〕分の〔　〕以上から会議の目的である事 項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。 (3) 第14条第５項第４号の規定により、監事から招集があったと き。　（招集）第24条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集す る。 ２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があ　ったときは、その日から〔　〕日以内に臨時総会を招集しなければならない。３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項　を記載した書面をもって、少なくとも〔　〕日前までに通知しな ければならない。　（議長）第25条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中か　ら選出する。　　（定足数）第26条　総会は、正会員総数の〔　〕分の〔　〕以上の出席がなけ　れば開会することができない。　（議決）第27条　総会における議決事項は、第24条第３項の規定によってあ　らかじめ通知した事項とする。２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会　員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するとこ　ろによる。　３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。　（表決権等）　第28条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじ　め通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決　し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。３　前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第２項、次条第１項第２号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その　議事の議決に加わることができない。　　（議事録）第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成 しなければならない。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(1) 日時及び場所　(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電子メールによる表 決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する こと。）　(3) 審議事項　(4) 議事の経過の概要及び議決の結果　(5) 議事録署名人の選任に関する事項 ２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名 人２人以上が署名しなければならない。３　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。　(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容　(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称　(3) 総会の決議があったものとみなされた日　(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名　　　**第６章　理事会**　　（構成）第30条　理事会は、理事をもって構成する。　（権能）第31条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決　する。　(1) 総会に付議すべき事項　(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項　（開催）第32条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。(1) 理事長が必要と認めたとき。　(2) 理事総数の〔　〕分の〔　〕以上から会議の目的である事項　　を記載した書面をもって招集の請求があったとき。　(3) 第14条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があ　　ったとき。　（招集） 第33条　理事会は、理事長が招集する。２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったと　　きは、その日から〔　〕日以内に理事会を招集しなければならな　い。３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事　項を記載した書面をもって、少なくとも〔　〕日前までに通知しなければならない。　（議長）第34条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。　（議決）第35条　理事会における議決事項は、第33条第３項の規定によって　あらかじめ通知した事項とする。２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の　ときは、議長の決するところによる。　（表決権等）第36条　各理事の表決権は、平等なるものとする。２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらか　じめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決す　ることができる。３　前項の規定により表決した理事は、次条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。　（議事録）第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作　成しなければならない。(1) 日時及び場所(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電子メールによる表決者にあっては、その旨を付記すること。）(3) 審議事項(4) 議事の経過の概要及び議決の結果(5) 議事録署名人の選任に関する事項２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名　人１人以上が署名しなければならない。　　　**第７章　資産及び会計**　　（資産の構成）第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。　(1) 設立の時の財産目録に記載された資産　(2) 入会金及び会費　(3) 寄附金品　(4) 財産から生じる収益　(5) 事業に伴う収益　(6) その他の収益　（資産の区分）第39条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事　業に関する資産及びその他の事業に関する資産の２種とする。　（資産の管理）第40条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の　議決を経て、理事長が別に定める。　（会計の原則）第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行　うものとする。　（会計の区分）第42条　この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事　業に関する会計及びその他の事業に関する会計の２種とする。　（事業計画及び予算）第43条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が　作成し、総会の議決を経なければならない。　（暫定予算）第44条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。　（予算の追加及び更正）第45条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。　（事業報告及び決算）　第46条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産　目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理　　事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければなら　ない。２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとす　る。　（事業年度）　第47条　この法人の事業年度は、毎年〔　〕月〔　〕日に始まり翌　年〔　〕月〔　〕日に終わる。　（臨機の措置）第48条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新　たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総　会の議決を経なければならない。　　　**第８章　定款の変更、解散及び合併**　　（定款の変更）　第49条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席し　た正会員の〔　〕分の〔　〕以上の多数による議決を経、かつ、　法第25条第３項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。　(1) 目的(2) 名称　(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）(5) 社員の資格の得喪に関する事項(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）(7) 会議に関する事項(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項 (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）（10）定款の変更に関する事項　　（解散）第50条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。　(1) 総会の決議　(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能　(3) 正会員の欠亡　(4) 合併　　(5) 破産手続開始の決定　(6) 所轄庁による設立の認証の取消し　(7)　・・・・・・　２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総　数の〔　〕分の〔　〕以上の承諾を得なければならない。３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得　なければならない。　（残余財産の帰属）第51条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第３項に掲げる者のうち、総会で選定されたもの（又は〔　〕）に譲渡するものとする。　　　（合併）第52条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員　総数の〔　〕分の〔　〕以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。　　　**第９章　公告の方法**　（公告の方法）第53条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。　　ただし、法第28条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、【○○○】に掲載して行う。　　　**第１０章　雑則**　（細則）第54条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経　て、理事長がこれを定める。　　　**附　則**１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。　２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。　　理事長　　○○○○　　副理事長　　○○○○　　　理事　　○○○○　　理事　　○○○○　　監事　　○○○○＜設立当初の役員についての留意事項＞　附則に直接役員名を記載せず、「別紙のとおり」とする旨記載した場合は、別紙までが定款となる。　このため、1. 認証申請の場合、定款の別紙としての役員名簿（理事・監事の別、氏名を記載）と、申請書添付書類としての役員名簿（理事・監事の別、氏名、住所、報酬の有無を記載）の２種が必要となる。

　　　認証申請時等に提出する定款は、別紙までを含めて提出する。1. 登記などにおいても、別紙までが定款を構成することから、必ず別紙を定款に含めて手続きすること。

　　なお法第11条第2項から、この別紙は「設立当初の役員」名簿であり、役員が改選された場合でも設立当初のものを添付する必要がある。３　この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にか　かわらず、成立の日から〔　〕年〔　〕月〔　〕日までとする。４　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定　にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。５　この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、　成立の日から〔　〕年〔　〕月〔　〕日までとする。６　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかか　わらず、次に掲げる額とする。　(1) 正会員　入会金　　○○○円　　　年会費　　○○○円　(2) 賛助会員 　入会金　　○○○円　　　年会費　　○○○円 | **【第１条関係】**(注1)　**必須事項**(法第11条第1項第2号)(注2) ローマ字・アラビア数字などについても使用可能。ただし、登記事項であることから符号を用いる場合は法務局に事前に確認することが望ましい。**【第２条関係】**(注1)　**必須事項**(法第11条第1項第4号)(注2)　事務所所在地は最小行政区画(市町村）までの表示で足りる。ただし、認証申請書や登記には地番まで必要であり、定款上地番まで記載する法人もある。(注3)　主たる事務所と従たる事務所を明確に区分し、設置する事務所をすべて記載する。従たる事務所を設けない場合は第２項の記載を要しない。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 **【第３条関係】**(注1)　**必須事項**(法第11条第1項第1号)(注2)　特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにするため、以下のことを明確　に伝わるように記載する。①　受益対象者の範囲②　主要な事業　　　③　法人の事業活動が社会にも　　　　たらす効果（どのような意味で　　　　社会の利益につながるのか）　　　　や法人としての最終目標等**【第４条関係】**(注1)　**必須事項**(法第11条第1項第3号)(注2)　法の別表(68頁参照)に掲げる活動 の種類のうち、該当するものを選択 して転記する（複数の種類の選択も 可能）。**【第５条関係】**(注1)　**必須事項**(法第11条第1項第3号)(注2)　法人が行う具体的な事業の内容を記載する。「特定非営利活動に係る事業」のほかに「その他の事業」を行う場合は、内容は明確に区分しなければならない。(注3) **必須事項**(法第11条第1項第11号)※　その他の事業を行わない場合は、記載を要しない。(注4) 「その他の事業」とは、特定非営 利活動に係る事業以外の事業のこと。具体的には、特定非営利活動に係る　　事業と関係のない物品の販売事業や、会員間の相互扶助のための福利厚生、共済等の事業（法第５条第１項）(注5) 法第５条第１項からその他の事業で利益を生じたときは、特定非営利活動に係る事業に使用する必要がある。　※　その他の事業を行わない場合は、記載を要しない。**【第３章関係】**(注1)　社員の資格の得喪に関する事項は**必須事項**(法第11条第1項第5号)社員資格の取得条件のほか、入会・退会・除名の手続き、入会金・会費についても明示することが法人の運営上望ましい。**【第６条関係】**(注1)　ここでいう「社員」とは「社団の　　構成員」を指し、ＮＰＯ法人では総　　会において議決権を有する者が該当　　する(会社員などのことではない)。 なお、呼称については、「正会員」 に限定されないが、どのような呼称 のものが社員にあたるか明示するこ とが必要。(注2)　賛助会員等、正会員以外の会員に ついて定める場合には、正会員とそ れ以外の会員を区別して、第２号以 降にその旨を記載する。**【第７条関係】**(注1)　**必須事項**(法第11条第1項第5号)(注2)　社員(定款記載例第６条では「正会　 員」と表記)の資格取得については、 不当な条件を付してはならない（法 第２条第２項第１号イ）とされ、資 格取得に条件を設ける時は、目的な どに照らして合理的かつ客観的な条 件であることが必要。(注3)　第６条において、正会員以外の会 員について定める場合には、正会員 と区別して記載することができる。 ただし、正会員以外の会員につい ても同じ旨を定める場合は、「会員」 と記載する。以下、第11条まで同じ。**【第８条関係】**(注1)　入会金及び会費を設けない場合は、 記載を要しない。(注2)　会費について、理事会で定める、 規則で別に定めるなどと規定するこ とも可能。**【第９条関係】**(注1)　会費の滞納を資格喪失の条件とする場合(第３号)は、滞納期間が1年以上の場合は、「継続して」という記載を要しない。(注2)　除名を資格喪失の条件とする場合(第４号)は、除名に関する規定を置 く（定款例第11条参照）。**【第10条関係】**(注1)　退会が、任意であることを明確に　 する。任意に退会できない場合など は法に抵触する (法第２条第２項第 １号イ)。**【第４章関係事項】**(注1)　役員に関する事項は**必須事項**(法 第11条第1項第6号) 役員の任期のほか、種別、選任、 職務、解任、報酬等についても明示 することが法人の運営上望ましい。**【第12条関係】**(注1)　法第15条から、理事の定数は３人 以上、監事の定数は１人以上。 定款で定める役員定数は、記載例の　　とおり上限と下限を設ける規定も可　　能。(注2)　職名は、理事長、副理事長以外の 名称を使用することも可能(会長な ど)。**【第13条関係】**(注1)　総会以外で役員を選出することも 可能(第１項)。ただし、その場合は 第15条における役員任期の伸長規定 を設けることはできない(法第24条 第２項)。(注2)　法第21条から、理事・監事が６人 以上の場合に限り、配偶者若しくは ３親等以内の親族を１人だけ役員に 加えることができる(第３項)。(注3)　法第19条から監事は理事や法人職 員を兼ねることができない(第４項)。(注4)　役員の欠格事由(法第20条)につい ては、13頁を参照。**【第14条関係】**(注1)　理事長のみが法人の代表権を有する場合に記載する。理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば「理事全員は、この法人を代表する。」、「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」というような記載をすること（法第16条）(第１項)。(注2)　理事長以外の理事が代表権を有しない場合には、第１項に加えてその旨を明記することが望ましい。(注3)　副理事長が１名の場合は、第３項 中「理事長があらかじめ指名した順 序によって、」という記載を要しな い。(注4)　第５項における監事の職務につ いては、法第18条に規定されてい る。(注5)　監事は対外的な代表権や業務執行権を有しない。**【第15条関係】**(注1)　第１項は**必須事項**(法第24条第１項から、役員の任期は２年以内にお いて定款で定める期間とされてい る)(注2)　第２項の伸長規定は、定款例第13条(選任等)において、役員を総会で選任する旨を明記している場合に限り、法第24条の規定に基づき置くことができる。(注3)　役員が存在しない期間が生じた場 合、法人が損害を被るおそれもある ことから、前任者は、辞任又は任期 満了後においても応急的に業務執行 義務を負うこととされている(第４ 項)。 しかし、新たな権限の行使まで認 められるものではないから、至急後 任者を選任する必要がある。 なお、第４項の規定のみを根拠に、２年を超えて役員任期を伸長することはできないとされている。**【第16条関係】**(注1)　法第22条参照。**【第18条関係】**(注1) 法第２条第２項第１号ロから、総 数の１／３までの役員しか報酬を受 けることができない(第１項)。(注2)　職務を行う上で必要な交通費など の実費は報酬にあたらない。**【第19条関係】**(注1)　職員を置かない場合は記載を要し ない。**【第５章関係】**(注1)　会議に関する事項は**必須事項**(法 第11条第1項第７号) 総会の招集方法のほか、種別及び 構成、権能、開催、議長、定足数、 議決、表決権、議事録など一般的な ルールについては定款に記載し明示 することが法人運営上望ましい。**【第20条関係】**(注1)　社員総会は必ず置く (法第14条 の２及び法第14条の３)。**【第22条関係】**(注1)　法第14条の５から、定款で理事会 等に委任したもの以外はすべて総会 の議決事項とされる。 なお、法で定められている総会議 決事項は、定款の変更（法第25条）、解散（法第31条）及び合併（法第34条）であるが、事業計画及び活動予算、事業報告及び活動決算についても総会議決とすることが望ましい。 また、理事の選任を理事会の議決 事項とする場合は、任期伸長規定が 適用されないので留意が必要。(注2)　入会金及び会費を設けない場合は(7)の記載は要しない。(注3)　事務局を設けない場合は、(10)の記載は要しない。**【第23条関係】**(注1)　法第14条の２から、少なくとも年 １回以上は通常総会を開かなければ ならない (第１項)。(注2)　法第14条の３の規定による(第２ 項第１号)。(注3)　法第14条の３の規定により、総社　　員 の１／５以上の請求を必要とする　　（第２項第２号)。ただし、この定数　　は定款をもって増減することが可能。**【第24条関係】**(注1)　**必須事項**(法第11条第1項第7号)(注2)　法第14条の４の規定により、総会の招集は定款で定めた方法により、少なくとも開催日の５日前までに行わなければならない。 招集行為をした翌日から起算し て、会議の開催日までの間に５日の 期間が必要であり、この期間を短く することはできない(第３項)。(注3)　招集方法について、定款で定めれば、電子メールで通知を行うことも 可能。 ただし、総会の通知は必ず全員に 行う必要があり、全員が電子メール を確実に受信できる環境にあると は限らないことから、通知方法を電 子メールに限定することは不適当 であるため、定款上は「書面又は電 子メールをもって」と定める必要が　 ある。**【第25条関係】**(注1)　議長については、「出席した理事 の中から理事長が指名する」「理事 長が務める」等と規定することも可 能。**【第26条関係】**(注1) 定足数は、法人の規模、運営方針や会員の所在などに応じて設定 する。(参考) 法第25条においては、定款変更 の際の定足数について、定款に特別 の定めがない限り、社員総数の１／ ２以上としている。**【第27条関係】**(注1)　法第14条の６の規定から総会における議決事項はあらかじめ通知した事項に限られる。ただし、定款で別に定めた場合に限り、通知されていない事項を決議することができる(第１項)。例：「～ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の〔　〕分の〔　〕以上の同意があった場合に限り、あらかじめ通知されていない事項についても議決事項とする。」総会に出席し表決に加わることは社員の固有の権利であり、この趣旨から、あらかじめ通知していない事項に関する総会での議決はある程度限定する必要がある。**【第28条関係】**(注1)　法第14条の７の規定による(第１項及び第２項) 。社員でない理事や会員(賛助会員等) の出席・発言は可能だが、議決権は有さない。(注2)　法第14条の８の規定による(第４　　項)。　　　ある社員が、ある議決事項につい　　て純個人的な立場での利害関係を有　　する場合(法人と当該社員が経営す　　る会社との売買契約締結に関する議　　決など)は、その社員には公正な議　　決権行使が期待できないことが多い　　ことから、決議の公正さを保つため　　議決権行使に制限を設けている。　　　なお、役員の選出・解任の議決に　　ついては、対象となる社員の関係は　　純個人的な関係ではなく、社団の構　　成員たる社員の立場としての利害関　　係を有するとして、議決権を有する　　ものと解されている。(注1)　法第14条の９の規定による(第３　　項)社員総会の決議について、書面等による社員全員の同意の意思表示に替えることができる。**【第６章関係】**(注1)　法律上、理事会を設置する必要は　　ないが、法第17条の規定では、法人　　の業務は定款に特別の定めがない限　　り理事の過半数をもって決するとさ　　れており、適正かつ効率的な法人運　　営を考える上で、理事会は重要な役　　割を担う。理事会で担う事務の範囲を明確に　　規定するほか、構成、開催、議長、定足数、議決、表決権、議事録など一般的なルールについては定款に記載し明示することが法人運営上望ましい。**【第31条関係】**(注1)　理事会の権能については、総会の権能との整合性を図ること（定款例第23条参照）。**【第32条関係】**(参考)　総会の場合は、法第14条の３の　　規定により、総社員の１／５以上の請求を必要とする。**【第33条関係】**(参考)　総会の招集の場合は法第14条の　　４の規定により、定款で定めた方法　　により、少なくとも開催日の５日前　　までに行わなければならない（第３　　項）。**【第35条関係】**(注1)　法第17条の規定から、法人の業務　　は定款に特別の定めがない限り、理　事の過半数をもって決する。　**【第７章関係】**(注1) 資産に関する事項、会計に関する　　事項については、**必須事項**（法第11条第1項第8号及び第9号）。　　　法人の資産・会計について、どの　　ようなルールで管理し使用するかに　　ついて定めると共に、事業計画・収　　支予算の決定方法等について定める。**【第38条関係】**(注1)　法第14条から、設立の時及び毎年　　はじめの３月以内に財産目録を作る　　こととされている（設立認証申請書　　には添付を要しないが、設立登記の　　際には提出を求められる）。(注2)　入会金及び会費を設けない場合は、(2)の記載を要しない。**【第39条関係】**(注1)　特定非営利活動に係る事業のみを　　行う場合は、記載を要しない。**【第41条関係】**(注1)　法第27条各号に掲げる原則とは次　　のとおり　　　①正規の簿記の原則　　　②真実性、明瞭性の原則　　　③継続性の原則**【第42条関係】**(注1)　法第５条第２項参照。(注2)　特定非営利活動に係る事業のみを　　行う場合は、記載を要しない。**【第43条関係】**(注1)　事業計画・活動予算を総会の議決　　事項とした場合の記載例。**【第46条関係】**(注1)　事業報告・活動決算を総会の議決　　事項とした場合の記載例。(注2)　営利を目的としてはならないこと　　から、構成員に分配してはならない　　（第２項）。**【第47条関係】**(注1)　**必須事項**（法第11条第1項第10号）**【第48条関係】**(注1)　総会の議決事項に留意（定款例第23条及び注を参照）。**【第８章関係】**(注1)　定款の変更、解散に関する事項は、**必須事項**（法第11条第1項第12号及び第13号）**【第49条関係】**(注1)　法第25条第１項から定款変更につ　　いては社員総会で行う必要がある。(注2)　法第25条第２項から、定款に特別　　の定めのない限り、社員総数の１／　　２以上が出席し、その出席した社員　　の３／４以上の議決が必要。(注3) 法第25条第３項に規定する以外の事項は、事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）（第２条参照）、役員の定数に関する事項（第12条参照）、資産に関する事項（第７章参照）、会計に関する事項（第７章参照）、事業年度（第48条参照）、残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項（第８章参照）、公告の方法（第９章参照）をいう。**【第50条関係】**(注1)　解散事由と法の関係は次のとお　　り。　　第１号･･法第31条第１項第１号　　第２号･･法第31条第１項第３号　　第３号･･法第31条第１項第４号　　第４号･･法第31条第１項第５号　　第５号･･法第31条第１項第６号　　第６号･･法第31条第１項第７号　　第７号以下･･法第31条第１項第２号　　　（定款で定めた解散事由の発生）(注2)　法第31条の２の規定から、解散の　　際には、定款に特別の定めがない限　　り社員総数の３／４以上の承諾が必　　要となる（第２項）。(注3)　法第31条第２項を参照（第３項）。**【第51条関係】**(注1)　〔　〕内に記載する「残余財産の　　帰属すべき者」は、法第11条第３項　　の規定から、　　　・他の特定非営利活動法人　　　・国又は地方公共団体　　　・公益社団法人又は公益財団法人　　　・学校法人　　　・社会福祉法人　　　・更生保護法人　　の中から選定されなければならない。(注2)　法第32条第１項から、定款上帰属　　先が客観的に確定できることが必要　　となるため、具体的な法人の名称を　　記載するか、譲渡先を選定する手続　　きを明示する必要がある。(注3)　非営利法人であることから、残余　　財産についても法人の構成員で分配　　することはできない。(注4) 帰属先を定めない場合又は、帰属　　先が明確でない場合は、国又は地方　　公共団体に譲渡されるか国庫に帰属　　することとなる。**【第52条関係】**(注1)　法第34条から、定款に特別の定め　　がない限り、合併の際には、社員総　　数の３／４以上の議決が必要。**【第53条関係】**(注1)　**必須事項**（法第11条第1項第14号）(注2)　公告とは、第三者の権利を保護す　　るため、第三者の権利を侵害するお　　それのある事項について、広く一般　　の人に知らせることであり、官報・　　新聞・インターネットホームページ　　等を活用することが考えられる。(注3)　法人は、前年度の貸借対照表の作成　　　　　　　後遅滞なくこれを公告しなければならない。貸借対照表の公告方法は以下の４つの方法から選んで定款で定める必要がある。

|  |  |
| --- | --- |
| 公告方法 | 【○○○】の記載例 |
| 1. 官報
 | 官報 |
| 1. 日刊新聞紙
 | 北海道において発行する○○新聞 |
| 1. 電子公告
 | ・この法人のホームページ |
| ・内閣府ＮＰＯ法人ポータルサイト（法人入力情報欄） |
| 1. 主たる事務所の公衆の見やすい場所
 | この法人の主たる事務所の掲示場（に掲示） |

(注4)　第三者の権利を侵害するおそれ　　のある事項として法上定められた　　事項は以下のとおり　　　・合併の認証（法第35条第2項）　　　・債権の申出（法第31条の10）　　　・清算法人の破産（法第31条の12）　　　なお、債権の申出及び清算法人の　　破産に係る公告は、法上、官報への　　掲載が義務づけられている。(注5) 公告を行う掲示板は、広く一般に　　告知するという趣旨から、事務所の　　外側など一般の人が自由に閲覧でき　　る場所に設置する必要がある。**【第54条関係】**(注1)　定款内で理事長などが別に定める　　こととしているもの（入会申込書、　　退会届等）や、会計規定・職員給与　　規定などについて必要に応じて定め　　る。**【附則関係】**(注1)　附則は、定款本則に対する補足的　　な内容を定めるもので、施行日のほ　　か、設立当初の定款においては、設　　立時の経過的な措置について規定。　　　設立当初の記載内容は、成立後に　　おいて変更しない。(注2)　その後は、定款を変更するごとに　　施行日及び経過的措置について新た　　に附則を設けることとなる。**【附則第1項関係】**(注1)　法第13条第１項から、「成立の日」　　とは、主たる事務所の所在地におい　　て設立の登記をした日を指す。**【附則第2項関係】**(注1)　**必須事項**（法第11条第２項「設立　　当初の役員は、定款で定めなければ　　ならない」）。(注2)　ここで定めるのは役員の氏名のみ　　で住所は要しない。　　　また、ここに直接氏名を記載せず　　に「別紙のとおりとする」と記載し　　た場合は、当該別紙までが定款を構　　成することとなる。(注3)　附則で設立当初の役員を定めてい　　るのは、設立当初の運営に支障を来　　さないためであるので、役員変更の　　都度、定款附則を変更するものでは　　ない。**【附則第３項関係】**(注1)　役員の任期を決定するにあたって、　　定款例第15条第２項の任期伸長規定　　を設けない場合や役員を理事会で選　　任する法人にあっては、総会等の開　　催時期を考慮に入れ、役員任期の末　　日を事業年度末日の２～３ヶ月後に　　ずらしておくと、法人運営に支障を　　きたすおそれが少ない（役員の任期　　の満了前に新役員を決定する総会を　　開く必要があるため）**【附則第６項関係】**(注1)　正会員以外の会員について、入会　　金、会費を定める場合は、正会員と　　区別して記載する。(注2)　議事録と一致する。 |